

○豊明市自転車等の放置の防止に関する条例

平成元年豊明市条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、市民の良好な生活環境を確保し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とし、自転車等の放置の防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自転車等 自転車及び原動機付自転車をいう。
- (4) 自転車駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (5) 利用者等 自転車等の利用者及び所有者をいう。
- (6) 公共の場所 道路、駅前広場、公園、緑地その他の公共の用に供する場所（自転車駐車場を除く。）をいう。
- (7) 放置 自転車駐車場その他の適切な場所以外において、自転車等が置かれ、かつ、利用者等が当該自転車等を離れて直ちにこれを移動することができない状態にあることをいう。
- (8) 生活環境 公共の場所における人若しくは物の移動又は災害の防止等の活動が、円滑に行われるために必要な公共空間の維持及び美観の状態をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、公共の場所における自転車等の放置の防止に関し、必要な施策の実施に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自転車等の放置の防止に関する意識を高め、この条例の目的を達成するため市長が実施する施策に協力しなければならない。

(道路管理者の責務)

第5条 道路管理者は、この条例の目的を達成するため市長が実施する施策に協力しなければならない。

(利用者等の責務)

第6条 利用者等は、自転車等を放置しないように努め、自転車等を放置することにより市民の良好な生活環境を阻害してはならない。

2 利用者等は、通勤、通学等のための鉄道駅又はバス停留所への自転車等の近距離利用を自粛するように努めなければならない。

3 自転車等の所有者は、当該自転車等について防犯登録を受けるように努めるとともに、当該自転車に自己の住所及び氏名を明記するように努めなければならない。

(自転車等の小売業者の責務)

第7条 自転車等の小売を業とする者は、自転車等の販売に当たり、自転車等の購入者に対し、当該自転車等について防犯登録を受けること並びに当該自転車に住所及び氏名を明記することを勧奨するように努めなければならない。

(鉄道事業者等の責務)

第8条 鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者(以下「鉄道事業者等」という。)は、旅客の利便に供するため、自転車駐車を設置するように努めなければならない。

2 鉄道事業者等は、市が設置する自転車駐車の用地を提供する等により、この条例の目的を達成するため市長が実施する施策に協力しなければならない。

(施設の設置者等の責務)

第9条 官公署、学校、図書館等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設を設置又は管理する者(以下「設置者等」という。)は、当該施設の利用者のために必要な自転車駐車を当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。

2 前項に規定する施設の設置者等は、この条例の目的を達成するため市長が実施する施策に協力しなければならない。

(放置禁止区域の指定)

第10条 市長は、市民の良好な生活環境の確保を図るため、必要があると認めるときは、自転車等の放置を禁止する必要がある公共の場所を自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により放置禁止区域を指定しようとする場合において必要があると認めるときは、関係機関及び関係団体の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により放置禁止区域を指定したときは規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

4 第1項の規定による放置禁止区域の指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

(放置禁止区域の変更等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前項の規定による放置禁止区域の変更及び解除については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(放置禁止区域内における自転車等の放置の禁止)

第12条 利用者等は、放置禁止区域内において、自転車等を放置してはならない。

(放置自転車等に対する措置)

第13条 市長は、放置禁止区域内において自転車等（原動機付自転車にあつては、法第2条第1項第1号に規定する道路に置かれているものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を放置し、又は放置しようとする利用者等に対し、当該自転車等を自転車駐車場その他の適切な場所に移動するように指導し、又は命ずることができる。

2 市長は、放置禁止区域内に放置された自転車等を直ちに撤去し、あらかじめ市長が定めた場所（以下「保管場所」という。）において保管することができる。

第14条 市長は、放置禁止区域以外の公共の場所において、自転車等の放置

により市民の良好な生活環境が著しく阻害されていると認めるときは、当該自転車等を整理し、又は自転車駐車場その他の適切な場所に移動するとともに当該利用者等に対し当該自転車等を速やかに適切な場所に移動すべき旨を告知する注意札を当該自転車等に取り付けることができる。

- 2 市長は、前項の規定により注意札を取り付けたにもかかわらず、当該自転車等が規則で定める期間放置されているときは、当該自転車等を撤去し、保管場所において保管することができる。

(自転車駐車場における措置)

第15条 市長は、市が設置し、又は管理する自転車駐車場の有効な活用を促進し、当該自転車駐車場周辺の公共の場所における自転車等の放置の防止を未然に防ぐため、当該自転車駐車場内に利用されていない自転車等がある場合は、当該自転車等に利用者等が自ら除去すべき旨の注意札を取り付けることができる。

- 2 市長は、前項の規定により注意札を取り付けたにもかかわらず、当該自転車等が規則で定める期間、継続して置かれているときは、当該自転車等を撤去し、保管場所において保管することができる。

(保管した自転車等に係る措置)

第16条 市長は、第13条第2項、第14条第2項又は前条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したときは、当該利用者等に当該自転車等を返還するために必要な措置を講ずるものとする。

(費用の徴収)

第17条 市長は、第13条第2項及び第14条第2項の規定により撤去し、保管した自転車等を返還するときは、それに要した費用として当該自転車等の利用者等から次に掲げる額を徴収することができる。

(1) 自転車1台につき 1,000円

(2) 原動機付自転車1台につき 2,000円

- 2 市長は、盗難その他やむを得ない事由があると認めるときは、前項の費用を免除することができる。

(関係機関及び関係団体との協議等)

第18条 市長は、この条例に基づく施策を実施するため必要があると認める

ときは、関係機関及び関係団体と協議するとともに、協力を要請することができる。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。